

平成 21 年 4 月 30 日現在

研究種目：基盤研究（C）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19530015
 研究課題名（和文）大正・昭和戦前期における民事訴訟の実態的研究（司法統計のデータ化とその分析）
 研究課題名（英文） Trends of Civil Litigation in Japan:1912-1947

研究代表者
 林真貴子（HAYASHI MAKIKO）
 近畿大学・法学部・准教授
 研究者番号：70294006

研究成果の概要：本研究は、大正・昭和戦前期における民事訴訟の実態を解明することを目的として、当該期 35 年分の民事司法統計の数値をデータ化した。入力したデータは、裁判所数、法曹・裁判所職員数、全審級の訴訟件数（新受件数、終局区分別件数、訴訟種類別件数、訴訟期間、訴訟額等）、準備手続・調停手続での処理件数、訴訟種類小項目数等である。入力作業を終了し、①大正 15 年民事訴訟法改正前後の訴訟利用、②裁判所・法曹数、③訴訟件数の動向、④訴訟種類小項目などの分析を行った。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	2900,000	870,000	3770,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
年度			
総計	3600,000	1080,000	4680,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：民事訴訟法史、司法統計、訴訟種類、訴訟件数、大正、昭和

1. 研究開始当初の背景

本研究は司法統計の数値データ化とその分析を行うものである。司法統計データ化の作業が持っている学術的先進性について述べる。

訴訟利用に関する研究に司法統計を用いることは、日本では川島武宜以来法社会学の主要なテーマの一つとして盛んに行われてきたものの、それらは主として、自説を証明する過程で司法統計の一部を利用するものであって、司法統計そのものを分析しようとする関心から出たものではない。本研究が

行うように、司法統計それ自体を主たる資料と位置づけて、出来る限り網羅的にデータ入力を行い、そのデータを総合的に分析しようとする。これが 1990 年代以降に始まった比較的新しい試みなのである。

このような司法統計それ自体を分析の対象とし、そこから一定期間における訴訟の実態を解明しようとする関心は、海外では、Law & Society Review, Vol.24, No.2(1990)で 'Longitudinal Studies of Trial Courts' と題した特集が組まれたことから急速に広まってきた。さらに、Christian Wollschläger,

‘Historical Trends of Civil Litigation in Japan, Arizona, Sweden, and Germany’ (Harald Baum(ed.), Japan: Economic Success and Legal System, Walter de Gruyter, 1997) は、表題の通り各国の民事訴訟の歴史的動向を司法統計分析によって明らかにしようとしたものである。

しかしながらこれらの諸研究は、日本の司法統計を用いて本研究の研究分担者である林屋礼二・菅原郁夫が行ってきたような、非常に細かい項目まで含めて原資料に忠実に、長期間にわたる統計のデータ入力を行った上で、訴訟動向の分析を施したものではない。これは、ヨーロッパで作成されてきた司法統計が、実は日本の司法統計ほど系統的にしかも幅広い関心から多岐にわたる項目について詳細に作成されてきたのではなく、年度・時代によって数値の採り方が一定でない、あるいは少なからぬ数値が判明しない、ということに理由の一端があると考えられる。日本の司法統計の分析は、欧米先進諸国と比較したとき、その資料の性質も相俟って、より進展した状況にある（なお、佐藤岩夫「19世紀ヨーロッパと近代司法統計の発展」（和田仁孝・櫻村志郎・阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、2004年）が、19世紀に近代司法統計が成立した経緯について欧州各国の事情を網羅的に明らかにしている）。

本研究は基礎資料の整備という点から、国内の歴史・法学・社会学研究者はもとより、日本の状況に対し比較法的関心を有する海外の研究者によっても利用され得るものである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、司法省民事統計年報（以下、司法統計）の分析を通じて、大正・昭和戦前期における民事訴訟の実態を具体的に解明することである。本研究はまた、明治期の司法統計を分析した林屋礼二／菅原郁夫／林真貴子編著『統計から見た明治期の民事裁判』（信山社、2005年）と、昭和25年から平成期までの司法統計を分析した林屋礼二／菅原郁夫編著『データムック民事訴訟第二版』（有斐閣、2001年）との双方で扱うことが出来なかった、大正・昭和戦前期の司法統計の数値を電子データ化し、その分析を行うことを通じて、明治期以降現代に至るまで、司法省・法務省・最高裁判所が作成してきた司法統計のデータ化とその分析を完成させることを目的としている。

3. 研究の方法

研究期間2年間で、司法統計の大正・昭和戦前期計35年分の入力作業を終了した。入力項目は、すでに完成している明治期司法統計における項目および昭和戦後期から現在

までの司法統計における項目の両方を基準として勘案し、入力すべき項目を決定して数値の入力作業を行った。入力作業終了後に、研究会を開催し検討した。

4. 研究成果

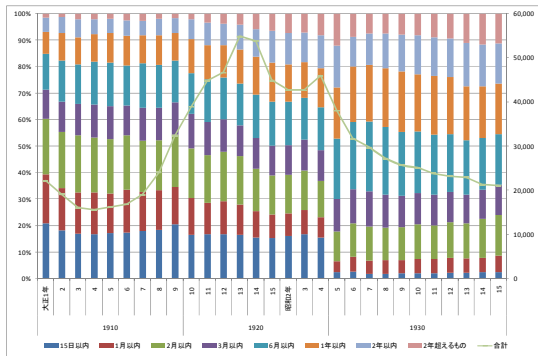
本研究成果は単行書として刊行予定であるので、その原稿の一部を抜粋して研究成果として提示する。本研究の主な成果はデータ入力の完成であるが、紙幅の関係からデータはほとんど提示できない。文中で言及したものの不掲載の表・グラフには※を付した。

（1）大正15年の改正民訴法の内容と改正の結果（林屋礼二）

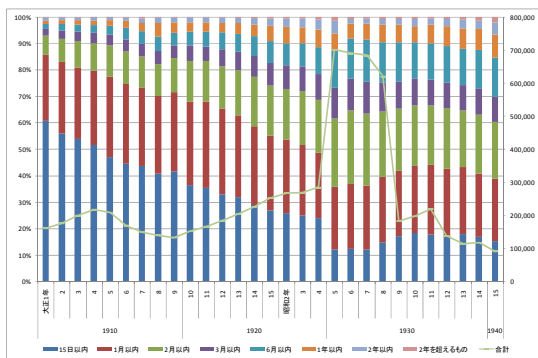
① 明治民事訴訟法（明治23（1890）年4月公布）に対する改正の必要は、はじめは実体法との調整の点にあった。しかし、明治民訴法の施行後、資本主義の発展にともなう経済的恐慌の発生によって事件数の急激な増加が生じたとともに、明治民訴法によって設けられた諸制度を最大限に使用して当事者間で攻防が尽くされたことなどから、「訴訟遅延」の声が生じ、この面から「訴訟促進」のための改正が意識されるようになった。

その結果、大正15年の改正となったのであり、その主要な改正は、つぎの諸点にあった。①準備手続の制度（旧266条以下参照）を拡張して、地方裁判所の訴訟では準備手続を行なうのを原則としたこと（249条）、②欠席判決の制度（旧246条以下参照）を廃止したこと、③職権進行主義を採用して、当事者の合意による期日の変更をくわえ（152条Ⅲ）、当事者の合意による期間の伸縮の規定を廃止したこと（旧169条・170条参照）、④管轄違いによる移送、損害・遅滞をさけるための移送の制度を採用したこと（30条・31条）、⑤時機に後れた攻撃防御方法を職権で却下できるものとしたこと（139条。なお、旧210条参照）、⑥証拠調べを職権でもできるものとしたこと（261条）、⑦妨訴抗弁に対する中間判決や原因判決に対する独立の上訴を廃止したこと（旧207条・同228条Ⅱ参照）、⑧判決を職権で送達できるものとしたこと（193条Ⅰ）、⑨上訴期間を短縮したこと（36条Ⅰ。なお、旧400条Ⅰ参照）、⑩証書訴訟・為替訴訟（旧488条以下参照）を廃止したことなどである。そのほか、この改正法は、法人でない社団や財団でも社会的に一体となって活動しているものに当事者能力を認めたり（46条）、選定当事者の制度を設けたり（47条）、独立当事者参加（71条）や共同訴訟的参加（75条）の制度を新設したりして、訴訟の合理的な運用をはかるとともに、旧民法との調整作業を行なった前述の法典調査会案の条文もとりにこむ作業もしている（257条・323条以下など）。

② では、訴訟の促進を意図して昭和4(1929)年10月1日から施行された大正15年の改正法によって、懸案の「訴訟遅延」は解消できたのであろうか。この改正法施行後間もなくして行なわれた調査では、改正法は訴訟遅延の阻止に効果があったとする報告がでている。しかし、その後、口頭弁論を準備するために設けられた「準備手続」に時間がかかったり、この準備手続で提出されなかった攻撃防御方法が厳格に却下されなかったことなどがやはり訴訟の遅延を生じる原因となって、本研究で作成しグラフ【2-4-4】や【2-4-9】をみればわかるように、訴訟の遅延がさらに悪化している。そして、この点については、この改正法の成立にさいして、弁護士会などからの意見聴取が行われなかったために、在野法曹にはいろいろと不満があって、改正法の実施について弁護士からの協力を得られなかったというような事情のあったことも影響していると指摘されている。



【2-4-4】地裁第一審・審理期間別割合と終局件数



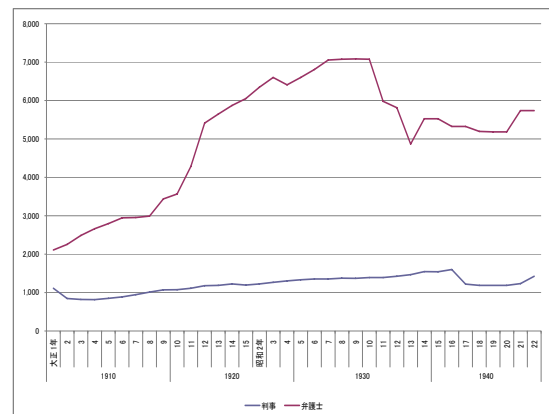
【2-4-9】区裁判所・審理期間別割合と終局件数

(2) 大正・昭和戦前期の裁判所ならびに裁判職員(田中亜紀子)

①裁判所 裁判所数・司法職員数の推移(グラフ【2-1-1】、【2-1-3】※)ならびに裁判所数と裁判官数の推移(【2-1-2】※)からは、裁判所が大正期において一時削減されたものの、数年後に復活したことが判明する。たとえば大正元年、大正2年、大正11年の数値に注目すると、大正元年に合計1835で

あったものが大正2年には1839となっており、特に地裁の支部が74から64に、区裁判所は312から184へ減少している。しかしながらその後、出張所ならびに地方裁判所の支部が増加したため、大正11年には、裁判所の合計数は2132となっており、明治45年よりも増加している。

②裁判官 当該時期は裁判官にとっては必ずしも良い時期ではなかったと考える。その理由は、先述したように、大正期以降何度か裁判官をはじめとする裁判所職員の減員が行われたため、一人当たりの職務が増加してしまったこと、それにもかかわらず俸給削減が行われたからである。しかしながら、大正期に行われた人員削減については、統計からは削減の効果について疑問を抱かざるを得ない実態が判明する。すなわち①で取り上げた表および裁判官数と弁護士数の推移(グラフ【2-1-1】)によれば、確かに大正元年から大正2年にかけて裁判官の数は1115名から847へと激減しており、その後数年間にわたって減少傾向は続いている。ところが大正5年以降は増加に転じ、大正15年には1196名に達している。そして増加傾向は昭和期に入っても続き、昭和11年には1391名となっており、大正元年よりも276名も増加している。このような大正・昭和戦前期の裁判官数の増加を確認した上で、人員削減の理由を考察するならば、その理由としては、第一に緊縮財政を各省庁に要求する政府と司法省との間の対立、第二に人員削減の目的は裁判官等の数を単に減らすことではなく、明治期に見られた新旧裁判官の交代のような、層としての裁判官の入替にあったのではないかと考えられる。



【2-1-1】裁判官数と弁護士数の推移

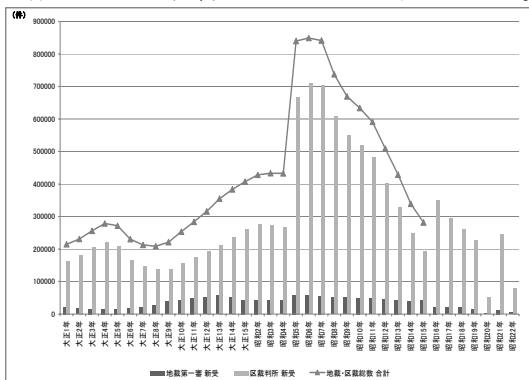
③その他の民事裁判関係の裁判職員 裁判所数・司法職員数の推移には裁判官以下、書記、雇人などの員数の推移が収録されているが、ここでは特に書記に注目したい。対象期全体を通じて書記は裁判官の3、4倍程度の員数であるが、裁判官同様に大正元年から2年にかけて人員削減が行われたため、3888

名から 3573 名と、約 300 名減少した。しかしながら、区裁判所の復活を受けて大正 7 年には削減前の人数を上回り 4090 名となっている。その後も大正 12 年から 13 年にかけて 96 名削減されているが、昭和 3 年には 5082 名となり、大正初期よりも千人近く増加している。

④ 弁護士 裁判官数と弁護士数の推移(グラフ【2-1-1】)から明らかなように、弁護士の数は裁判官と大きく異なり、裁判官との人数比は、大正元年において弁護士数:裁判官数=2:1であったものが、大正 15 年には弁護士数:裁判官数=5~6:1、昭和 11 年においても弁護士:裁判官=4~5:1となっているように、対象期においては弁護士数と裁判官数の差は 2 倍から 5 倍以上となった。

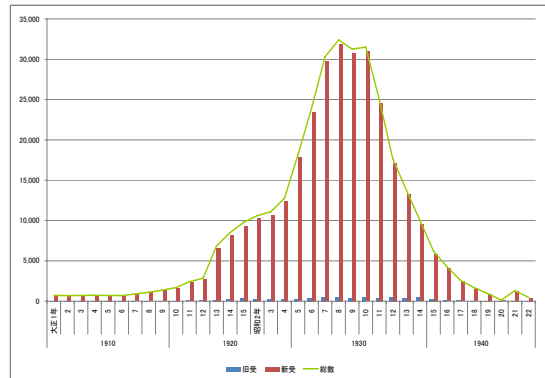
(3) 第 1 審民事事件数の推移(菅原郁夫)

① 区裁・地裁の新受事件数の推移 グラフ【2-2-1】は、地裁および区裁のそれぞれの新受事件数並びにその合計の推移を表したものである。一般に訴訟数の増減は社会の経済状況を反映するとしているとされるが、大正 4 年の訴訟数の増加は、それに先行する日露戦争後の好景気後の恐慌、明治天皇崩御後の不況によるものと思われるが、この傾向は大正 3 年の第 1 次世界大戦勃発後の大戦景気による訴訟数の減少で解消する。しかし、経済はその後大正 9 年の株式暴落による恐慌、大正 12 年の関東大震災とその後の昭和 2 年の金融恐慌といった悪化の一途をたどる。それに伴い、訴訟数も大正 9 年以降かなりの割合で増加するが、さらに昭和 5 年に始まった世界恐慌の影響で、訴訟数は昭和 5 年に飛躍的に増加する。この間、昭和 4 年に改正民事訴訟法が施行されるが、それは訴訟数急増のただ中であつたことがわかる。この後、昭和 9 年から逆に訴訟数が激減し始めるが、その背景には、昭和 6 年の満州事変、昭和 8 年の国際連盟脱退などに引き続いた戦時体制の強化による訴訟抑制効果があつたことが確かであろうが、昭和 7 年の金銭債務臨時調停法の成立なども影響を及ぼしたと考えられる。

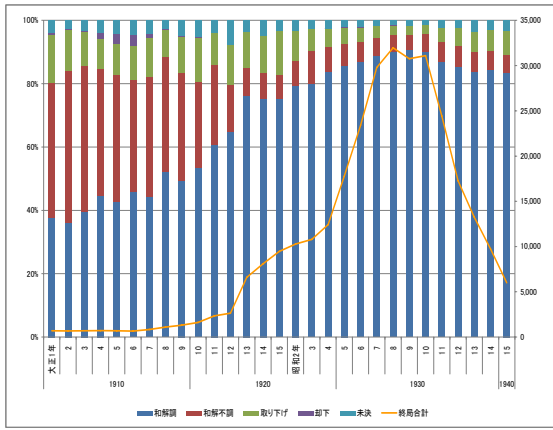


【2-2-1】地裁および区裁新受事件数の推移

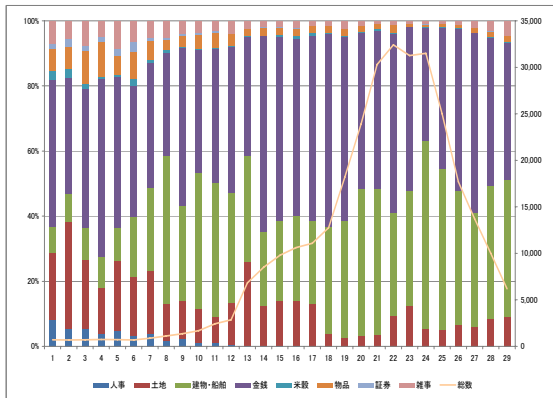
② 起訴前の事件数および処理状況の推移 グラフ【2-3-4】は、起訴前の和解の新受・旧受事件数の推移である。起訴前の和解は、明治 23 年の民事訴訟法により導入された制度であるが、当初 9 万件を超える新受事件数があつたが、その後利用は激減し、明治 45 年には新受事件数は 600 件台にとどまっていた。この情勢は大正期に入っても同様であつたが、大正 13 年以降、新受事件数が急増する。前年に生じた関東大震災の影響とも思われるが、その後の経済恐慌などに影響を割れるが、前述の地裁区裁の通常事件の新受事件数同様、昭和 8 年まで新受事件数は鰻登りの状態となる。民事訴訟成立以降、勧解の廃止など、和解による解決を排除する傾向が強かつたが、大正期に入り資本主義の拡大にともなう諸矛盾の解決方法として、再び利用されるに至つたのではないかと推測される。その後、昭和 11 年以降新受事件数は激減するが、これは戦時体制の強化と、前述の調停諸立法の成立による影響と思われる。グラフ【2-3-5】は起訴前の和解の終局状況を示すグラフであるが、新受事件数が少ない大正初期に比べ、新受事件数が急増した大正後期、昭和初期においては成立率が上がつていることが見て取れる。和解による解決が思考されたことの現れと思われる。グラフ【2-3-6】は、起訴前の和解の終局事件の事件タイプの推移を示したものである。大正初期には、土地、金銭が中心で、人事事件も一定程度入つていたが、大正 8 年以降は人事事件はほとんどなくなり、金銭と建物船舶が中心となる。景気の悪化による金銭取り立て、借地借家関係の事件が増えたことによるものと思われる。



【2-3-4】起訴前の和解・総件数の推移



【2-3-5】 起訴前の和解終局状況の推移



【2-3-6】 起訴前の和解の事件類型別推移

(4) 訴訟種類小項目の分析：土地について
(林真貴子)

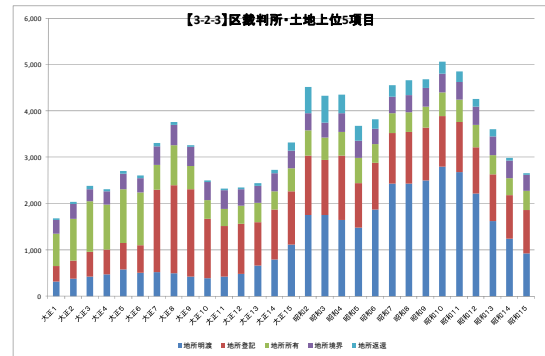
本研究では、すべての訴訟小項目についてデータ入力を行い、当該期においてどのような紛争が存在していたのかを明らかにした。人事／土地／建物船舶／金銭／米穀／物品／証券／雑事と8つに区分されている訴訟種類は、そのそれぞれの項目のなかに訴訟種類小項目がある。本研究ではそのすべての処理件数をデータ入力した。

ここでは、土地に関する訴訟についてみてみよう。1912（大正元）年から1940（昭和15）年までの土地に関する紛争に関する表とグラフは、区裁判所における和解手続と裁判、地方裁判所第一審、控訴院控訴審、大審院上告審の5種類である。督促手続では土地に関する紛争は扱わない。なお、地裁控訴審、控訴院上告審については割愛する。

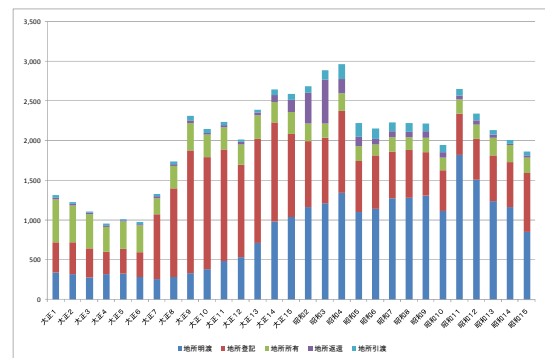
各審級裁判所に共通する特徴は、第一に、昭和に入って「土地明渡」訴訟が激増したことである。第二、大審院上告審を除いて、「土地明渡」訴訟の急増前は「土地（地所）登記」訴訟が主流であり、昭和元年から3年の間に「土地登記」訴訟から「土地明渡」訴訟への転換が生じたということである。なお、訴訟名は明治期には「地所」とされたものが大正

期に入り「土地」へと転換している。「土地明渡」訴訟の急増は、より正確には、区裁判和解手続では1924（大正13）年頃、区裁判の裁判・地裁第一審では大正14年から昭和元年頃から、控訴院控訴審では1928（昭和3）年から、大審院上告審では昭和5年頃から「土地明渡」訴訟が激増した。また、和解手続における同訴訟は昭和4年から7年まで若干落付いたものの昭和8年と9年の訴訟件数は急増している。

「土地（地所）登記」は1886年に不動産登記法（明治19年法律第1号）が制定されたことによって生まれた訴訟名であり、さらに1899年に新不動産登記法が制定されたことにより、1900年から1907年頃にかけて急増した。その後、1905年から「土地（地所）明渡」訴訟が出現する。日露戦争後にいわゆる「地震売買」が横行した時期に増えた訴訟名であるが、実は1925年から1930年代の15年間に、最も訴訟件数が多いということがわかった。



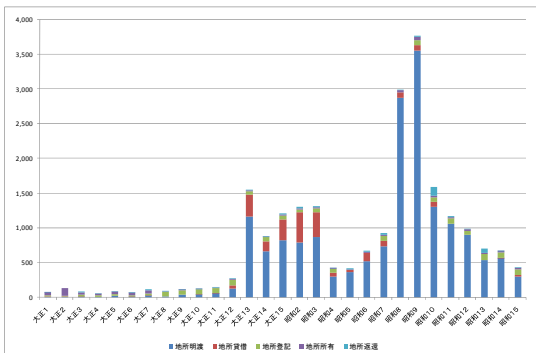
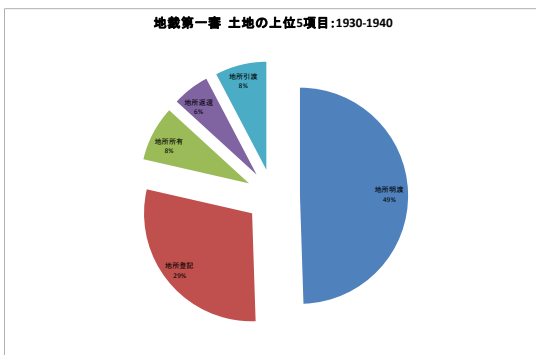
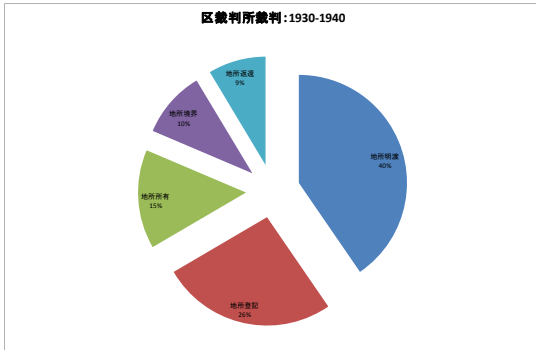
【3-2-3】 区裁判所裁判の土地上位5項目



【3-2-4】 地方裁判所第一審の土地上位5項目

さらに、土地に関する訴訟件数全体をみても、グラフ【3-2-3】区裁判所裁判の土地上位5項目では1910年代から20年代にかけて2000件台で推移していたが、1920年代後半から1930年代にはいると3000件から4000件へと増加する。また、グラフ【3-2-4】地方裁判所一審でも同様であり1890年代から1910年代までは1000件台で推移していたものの、1920年代に入ると2000件、場合によ

つては 3000 件へと激増する。1930 年代に入ると、土地に関する上位 5 項目の訴訟名の割合は次の二つの円グラフのように、「土地明渡」訴訟が区裁判所裁判、地裁第一審において約 40%をしめており、日本の 1930 年代における不況の深刻さを表している。



【3-2-2】 起訴前の和解・土地上位 5 項目

なお、グラフ【3-2-2】起訴前の和解は、他の訴訟種類においても 1900 年代から 1920 年代に入るまであまり利用されず、1920 年代に入って利用されるようになった。1920 年代には借地借家調停、小作調停、商事調停等各種調停制度が創設されただけでなく、起訴前の和解手続も利用されるようになったのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

菅原郁夫「利用者調査の意義と訴訟政策」(名

古屋大学法政論集 223 号、2008 年) 査読無、205-232 頁。

菅原郁夫「基調報告 利用者から見た弁護士の実質(財団法人日弁連法務研究財団設立 10 周年記念シンポジウム「法曹の実質」の検証)」

(NBL890 号、2008 年) 査読有、18-26 頁。

上原 敏夫=菅原 郁夫=山本 和彦 [他]「座談会 民事訴訟の計量分析—平成 8 年改正をはさんでの訴訟実務の変化」(判例タイムズ 1223 号、2007 年) 査読無、4-48 頁。

田中亜紀子「20 世紀初頭における刑事政策と社会事業に関する一考察—大正少年法案初期審議に見る未成年犯罪者の処遇—」(法経論叢 26 卷 1 号、2008 年) 査読無、1-19 頁。

林真貴子「日本における法継受・法創造についての研究の現状と課題——法の継受に関する理論的研究の検討——」(一橋大学大学院日本法国際研究教育センター・平成 19 年度報告書『東アジア法研究の現状と課題』、2008 年) 査読無、3-16 頁。

〔学会発表〕(計 2 件)

田中亜紀子「民事裁判を支える基盤としての裁判所ならびに司法職員について—大正・昭和戦前期の司法統計データ作成作業から—」(法制史学会中部部会於名古屋大学、2008 年 10 月)

林真貴子「法の継受」に関する研究史の検討」(法制史学会近畿部会於大阪大学、2007 年 10 月)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

○出願状況 (計 0 件)

○取得状況 (計 0 件)

〔その他〕

特になし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

林真貴子 (HAYASHI MAKIKO)

近畿大学法学部・准教授

研究者番号：70294006

(2) 研究分担者

菅原郁夫 (SUGAWARA IKUO)

名古屋大学大学院法学研究科・教授

研究者番号：90162859

田中亜紀子 (TANAKA AKIKO)

三重大学人文学部・准教授

研究者番号：90437096

(3) 連携研究者

林屋礼二 (HAYASHIYA REIJI)

東北大学・名誉教授

研究者番号：90004168